

公益財団法人鳥取県消防協会事務局に関する規程

(総則)

第1条 この規定は公益財団法人鳥取県消防協会定款（以下「定款」という。）第45条に規定により設置する事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本会事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
2 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
3 必要ある場合は、会長は嘱託及び臨時職員を任命することができる。

(服務)

第3条 職員の服務については、「鳥取県服務規程」に準ずるものとする。

(勤務時間等)

第4条 職員の勤務時間、休暇等の労働条件については、次に掲げる鳥取県条例に準ずるものとする。

- (1) 職員の勤務時間に関する条例
- (2) 職員の休日及び休暇に関する条例
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例

(退職)

第5条 職員は、その者の年齢が65歳に達したときは、その日以降における最初の3月31日に退職するものとする。

(免職)

第6条 職員が、次の各号の1に該当する場合においては、その意に反してこれを免職することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 勤務実績が良くない場合
- (3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (4) 前3号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

(給与)

第7条 職員に支給する給与は、給料及び職員手当とする。

2 職員に支給する手当は、次のとおりとする、

- (1) 扶養手当
- (2) 通勤手当
- (3) 住居手当
- (4) 時間外及び休日勤務手当
- (5) 期末手当及び勤勉手当

(給与の額等)

第8条 職員に支給する給料の額は、「鳥取県職員の給与に関する条例」に準ずるものとし、会長が職員ごとに定める。

- 2 職員に支給する給料及び手当の額並びにその支給方法については、鳥取県職員の例に準ずる。
- 3 非常勤又は臨時に雇用する職員の給与は、報酬又は賃金とし、その金額並びに支給の方法は、必要な都度会長が定める。

(旅費)

第9条 職員が会務のために命じられた場合の旅費は、鳥取県職員の例に準ずる。

(退職手当)

第10条 職員の退職手当については、鳥取県「職員の退職手当に関する条例」に準じて支給するものとする。

(名簿)

第11条 職員の名簿は、任免の都度調製するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めのないものについて必要がある場合は、理事会の決議を経て会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月27日から施行する。